

月刊

河井克行



日本を、建て直す。

衆議院本会議で土砂災害防止法改正案の代表質問を行う河井克行代議士
(10月23日)

平成26年

11
月号

- 「土砂災害防止法改正案」国会で審議入り
- すべての直轄砂防事業箇所に強靭ワイヤネットを緊急設置へ
- 高松山国有林被災箇所(三入南・桐原・上原・可部東)を視察
- 林野庁緊急治山事業を10か所42基で実施
- インド共和国へ出張

『土砂災害防止法改正案』 衆議院本会議で代表質問

～自民党座長として取りまとめに尽力～

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（伊吹文明君） 国土交通大臣の趣旨の説明に対し質疑の通告がありますので、順次これを行います。まず、河井克行君。

〔河井克行君登壇〕

○河井克行君 自由民主党、河井克行です。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に関する質疑の通告がありますので、順次これを行います。まず、河井克行君。

〔拍手〕

本年八月二十日、広島市安佐南区、安佐北区で

同時多発した大規模土砂災害によりお亡くなりになつた七十四名の方々とその御家族に謹んで哀悼の誠をささげますとともに、今この瞬間も避難所や仮住まいに将来への不安を抱えながら身を寄せ合つている被災者皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

自由民主党は、災害が発生した当日、平成二十六年豪雨・台風等災害対策本部を設け、政府と連携して、応急対策、被災地の復旧復興対策などに全力で取り組んできました。八月二十七日には、土砂災害防止法の改正を検討するプロジェクトチームが発足。被災地視察を踏まえ取りまとめたプロジェクトチーム座長提言案は、九月二十五日、

党国土交通部会において了承されました。改正案には、座長提言がしっかりと反映されています。きょうは、改正案の確実な運用及び被災地の復旧復興について質問をいたします。

まず、都道府県が実施する基礎調査についてであります。土砂災害防止法は、死者・行方不明者三十二名を出した十五年前の六・二九広島豪雨災害の悲惨な教訓をもとに制定されました。法制定から十四年が経過したにもかかわらず、基礎調査完了率

わずか三七%にとどまる広島県など、いまだに土砂災害警戒区域等の指定が終わっていない都道府県が多数存在することは、立法の意図を酌み取らない異常事態だと考えます。

法の定めに従つていたならば、これほど大きな被害にならなかつたのではないか。悔やんでも悔やみ切れません。太田大臣そして山谷大臣の率直な御認識をお聞かせください。

法律には、基礎調査はおおむね五年ごとと明記されています。今回のような悲惨な土砂災害を繰り返さないためには、基礎調査の進捗を都道府県任せにするのではなく、国が責任を持つて調査の進捗状況を把握し、公表する必要があると考えますが、早期完了に向けた太田大臣の御決意をお聞かせください。

次は、避難体制の充実強化についてであります。避難場所及び避難経路の適切な選定を求める声が被災住民の間で高まっています。特に、犠牲者の半数近くを占める高齢者や子供の視点に立った避難体制の構築が強く求められています。安全な避難場所、避難経路の確保や、いち早く避難するための情報伝達体制の整備について、国、都道府県、市町村が連携して取り組む必要があると考えますが、どのような取り組みを行うのか、また、警戒区域内に避難場所が現に多数存在する現状の打開に向けた方策を伺います。

三点目は、避難訓練の実施についてであります。

自然災害は時と場所と人を選びません。誰でも被災者になる可能性がある。だからこそ、日ごろの避難訓練が大切なのです。適切な避難が実施されることは、実効性のある避難訓練を国、都道府県、市町村、住民等が連携して行うことが重要であり、毎年必ず一回以上行うことが必要であると考えます。毎年の避難訓練の実施に向けて、どのような具体的な取り組みをお考えになっているのか、お示しください。

土砂災害防止法は、死者・行方不明者三十二名を出した十五年前の六・二九広島豪雨災害の悲惨な教訓をもとに制定されました。法制定から十四年が経過したにもかかわらず、基礎調査完了率

について伺います。

国土交通省緊急災害対策派遣隊の緊急点検により、七十七もの渓流が危険判定を受けました。地域住民は、雨が降るたびに、崩れた山を見上げては落ちつかない不安な日々を送っているのです。

この地域を国が重点的に対策を行う地域と位置づけ、国が中心となつて砂防事業などの安全確保対策を集中かつ緊急に実施すべきです。いつ工事に着手し、いつ完成するのか、被災者の疑問に対する質問にお答えします。

また、復旧復興事業の緊急かつ円滑な推進のため、広島市北部の被災地に砂防事務所を新設し、太田大臣の御決意をお聞かせください。

强力な執行体制を構築すべきと考えますが、太田大臣の見解を伺います。

あわせて、被災地における治山復旧事業も早急な実施が求められています。西川大臣の御決意をお聞かせください。

あの日から二カ月。なぜ十五年前の悲惨な教訓を生きさせなかつたのか。自問自答しながら、私は、被災地を歩き続けています。七十四名犠牲者ののみたまに報いるため、被災者の皆様がこれからも住み続けたいと思われるため、土砂災害防止法の改正を今国会中になし遂げ、安全で強靭な国土をつくり上げることが私たち国会議員の使命だと考えます。皆様のお力添えを心からお願い申し上げ、私の代表質問を終わりります。（拍手）

〔國務大臣太田昭宏君登壇〕

○國務大臣（太田昭宏君） 河井克行議員の御質問にお答えします。

まず、土砂災害警戒区域等の指定が終わっていない都道府県が多数存在することについてお尋ねします。まず、土砂災害警戒区域の指定や基礎調査の実施がおくれている都道府県が多く、大きな課題であると認識しています。

土砂災害の危険性を住民の方に早期にお知らせすることが重要であり、この際、基礎調査をよりすることを重視してきました。しかし、これまでのところなかなか進展がありませんでした。そこで、今後はより積極的な取り組みをしていかなければなりません。具体的な取り組みをお考えになつておられるのか、お示しください。

一層促進させて、土砂災害警戒区域の指定をさらに進めていくことが必要であると考えております。次に、基礎調査の早期完了についてお尋ねがございました。

基礎調査については、基本的に、おおむね五年程度で完了させることを目標にしたいと考えております。

また、国においては、これまで都道府県ごとの基礎調査の実施数を把握していましたが、今後はさらに、実施目標やその進捗状況について把握し公表することいたします。

さらば、本法案において都道府県に対する是正の要求など、今まで以上に国が関与する仕組みを設けており、これらの的確な運用により、基礎調査の早期完了を期する所存であります。

次は、避難体制の充実強化について尋ねがございました。

校等に対する情報伝達について定めることとしております。

ることは重要であり、国で策定している避難体制の整備に関するガイドラインを早急に改定し、市町村等に周知する予定であります。

次に、毎年の避難訓練の実施についてお尋ねがございました。

このため、本法案において、市町村地域防災計画に、避難訓練に関する事項を定めるよう義務づけるとともに、法に基づく基本指針において、毎年実施する旨定めることとしています。

また、毎年六月の土砂災害防止月間を中心に、各地域で実効性のある避難訓練が行われるよう、国としても支援をしてまいります。

次に、広島市北部の被災地における安全確保対策についてお尋ねがございました。

被災地の安全を早期に確保するため、緑井、八木地区を中心に二十四溪流で、国による砂防堰堤の緊急事業に着手したところであり、年内には工事用道路に着手し、できるだけ早期の完成を目指す

今後とも、被災地の一日も早い復旧復興のため
土砂災害からの安全確保に全力で取り組んでまい
ります。

次に、広島市北部の被災地における復旧復興事業の執行体制の構築についてお尋ねがございまし
た。

現地での事業の推進体制を強化するため、中国地方整備局の地元の事務所内に、広島豪雨土砂災害対策推進室を設置したところであります。

今後は、復旧復興に係る事業量等を踏まえ、必要に応じて執行体制の強化を図つてまいる所存であります。（拍手）

○國務大臣（西川公也君） 河井克行議員の御質問にお答えいたします。

広島市北部被災地における国の治山復旧事業についてのお尋ねがありました。

広島の土砂災害につきましては、農林水産省と
して、災害発生直後から、ヘリコプターによる被
害調査、専門家の派遣等を実施したところです。

その結果、緊急に行うべき治山災害復旧事業計画として、安佐北区ほか二地区において十カ所の事業計画を策定したところです。

今後、地元自治体、関係省庁と連携しながら、速やかに工事に着手するとともに、残りの災害復旧工事についても的確に進めてまいる所存であります。（拍手）

〔國務大臣山谷えり子君登壇〕

○国務大臣（山谷えり子君）　廣島での土砂災害についてお尋ねがありました。
〔国務大臣山谷えり子君登壇〕



党国土交通部会で『広島市北部の災害を踏まえた土砂災害対策の強化についてのPT座長提言案』を報告する河井克行代議士（9月25日・党本部）

議員御指摘のとおり、土砂災害防止法は、平成十一年の広島の土砂災害を契機に制定されたものです。

広島県については、土砂災害の危険箇所が多いという事情はあるにしても、法律の制定後十四年が経過している中で、議員御指摘のとおり、法に基づく基礎調査がまだ三七%程度にとどまつていてこと、さらに、土砂災害警戒区域が指定されていない地域において今回大きな被害が発生したことは、大変残念だと思つております。

今回、土砂災害防止法の改正により、土砂災害に関する危険箇所の情報を早目に住民に周知徹底することとしており、これにより、迅速かつ的確な避難につなげ、被害を軽減していくことが重要

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正案の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合は是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
 - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
 - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
 - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

すべての直轄砂防事業箇所に 強韌ワイヤネットを緊急設置へ

～完成第一号を梅林学区自治会関係者と視察～

本格的な砂防ダムが完成するまでの応急対策として国が打ち出した強韌ワイヤネットの設置に対し、地元の期待が高まっています。「直轄事業箇所の一部に、出水期である来年6月をめどに設置する」としていた国の当初方針に対し、河井克行代議士は「すべての直轄事業箇所に、1～2か月以内で設置するべきだ」と強く働きかけ。部品をスイスから空輸するなど迅速な対応を国土交通省が行い、直轄砂防事業箇所すべてで緊急設置工事が行われることになりました。

10月25日、河井克行代議士は、完成第一号となる小原山川の建設現場を視察。菅原辰幸・梅林学区社会福祉協議会会長、加藤紘一・梅林学区自主防災会連合会長ら被災地自治会関係者とともに、国土交通省の横尾和久・広島豪雨土砂災害対策現地推進室長や施工業者から、土石流直撃時の捕捉の仕方などについて説明を聴き取りました。



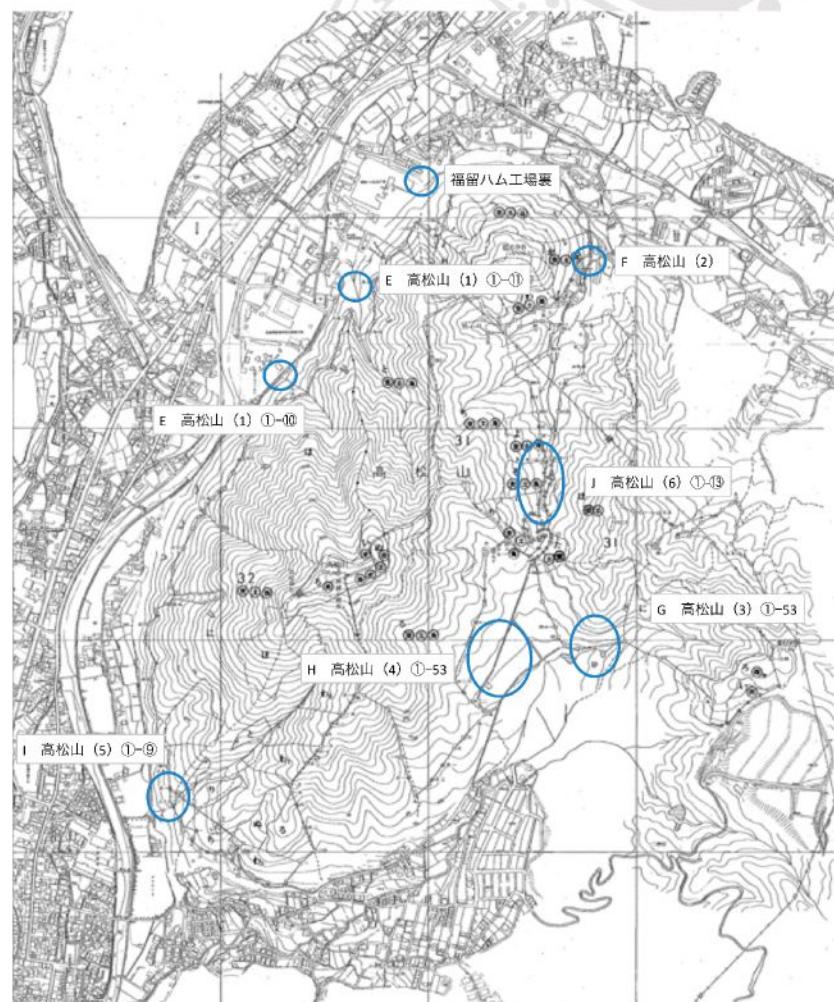
高さ6m、幅20m、想像より大きく頑丈な強韌ワイヤネットの前に立つ河井克行代議士（10月25日）

高松山国有林被災箇所 (三入南・桐原・上原・可部東) を視察

10月20日、河井克行代議士は林野庁森林整備部治山課・近畿中国森林管理局・広島森林管理署とともに、可部地域にある高松山国有林周辺の被災8ヶ所を視察し、箇所ごとの工程や工法などについて説明を受けました。佐々木和治・三入下町屋連合町内会長、山下昱夫・桐原自治会連合会長、今田勝馬・新建自治会長、森田年和・東原町内会長ら同行した被災地自治会関係者から、現状への不安と早期復旧が強く訴えられました。



治山ダム2基が建設される安佐北区可部東5丁目の現場にて



林野庁緊急治山事業を10か所42基で実施

～「年内工事着手」工程表が示される～

「生活再建と新しいまちづくりは、まず危険渓流の安全確保から」と考える河井克行代議士は、治山事業に必要な予算と人員の確保を農林水産省・林野庁や党に強く訴えています。その動きを後押ししようと、被災地自治会長から「一日も早い着工および早期完成をお願いいたします」と記された『要望書』が河井克行代議士に相次いで出されました。

河井克行代議士の働きかけに応え、林野庁から「年内工事着手」の工程表が示されるとともに、安佐北区高松山、安佐南区犬戻鳴山、西区新庄山の10か所において渓間工（ダム）15基と山腹工（土留）27基を緊急事業として実施されることになりました。さらに、人家がある事業箇所すべてに強靭ワイヤネット設置の緊急工事も実施することに。河井克行代議士は、これからも政府と連携し、治山復旧事業の推進に全力を注ぎます。



下町屋区内会連合会、下町屋10区自治会、桐原自治会連合会、山田自治会、上原自治会連合会、東原町内会、新建自治会、鳴渡場町内会から出された治山事業の早期着手を求める『要望書』を今井敏・林野庁長官に手渡す
(10月23日・議員会館自室)

広島災害における緊急的な治山工事の今後のスケジュール

平成26年10月2日現在

下記は、一般的な工程を示しています。
現地の状況により、変更になる可能性があります。

	9月	10月	11月	12月	27年1月
応急対策					
ワイヤーセンサー設置	完了済(9月4日より運用中) →				
大型土のう設置	9月24日完了済 →				
土砂撤去	→				
調査・設計等					
概略設計(測量含む)	→				
災閣・財務省協議	←→				
実施設計(測量含む)		実質約1ヶ月 →			
地元説明		実質約1ヶ月 →			
入札手続き		→	→		
本工事					
工事着手				→	→

インド共和国へ出張

～“地球儀を俯瞰する安倍外交”を支える～

10月15日（水）～17日（金）、河井克行代議士はインドを訪問。モディ首相側近の外交・安全保障政策の専門家と精力的に会談。安倍総理の日印連携強化に賭ける決意を伝えるとともに、新しい地域概念である「インド太平洋」の平和と繁栄を実現する方策について有意義な意見交換を行いました。



① インド随一の人気政治コラムニスト、モディ首相長年の側近アショク・マリク氏 ② B S・マリク元陸軍中将とはベンガル湾技術・経済協力構想の夢を語り合いました ③ モディ首相訪日に同行したシン前上院議員と日印米三国の連携強化で一致 ④ モディ首相の外交・安全保障政策に通じた『ヒンドウスタン・タイムズ』チョードリ外報部長

非欧米人初！ 国際宇宙ステーション 船長・若田光一宇宙飛行士の快挙を称える

宇宙開発を応援する議員連盟「D F D研究会」を衆議院初当選時から率いる河井克行代議士は、帰国した若田光一さんをねぎらう会を8月7日に開催。51歳、河井克行代議士と同年齢の若田光一さんは、アメリカ人2名、ロシア人3名の乗組員を『和の心』でまとめました。四度目となった今次188日間を含めて通算347日間の宇宙滞在期間は日本人最長記録。これからも若田光一さんは、日本人宇宙飛行士の新しい道を切り拓いていきます。



「宇宙外交政策研究会」

国家安全保障会議（NSC）事務局、文部科学省、外務省、防衛省、経済産業省、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、宇宙に関わる幅広い業種の民間企業が集い、国際的な視点から宇宙の利活用を探る勉強会「宇宙外交政策研究会」に米国政府関係者が相次いで講師として参加。この会に国務省・国防総省が関心を持っていることがうかがえます。



米海軍研究所ジョン・ミトルマン博士（9月17日）



元米国航空宇宙局（NASA）長官補
・ジョン・シューマッハ氏（エアロ
ジェット・ロケットダイン社副社長）
(10月28日)

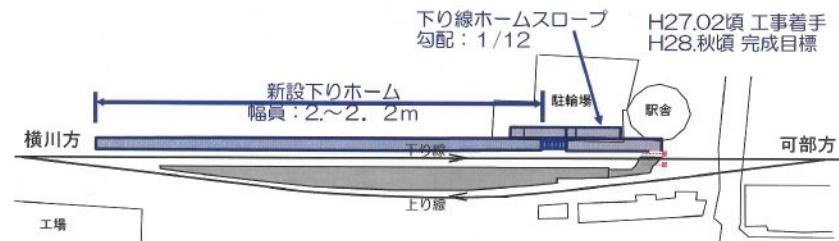
J R可部線安芸長束駅に 下り専用ホームを新設

度重なる人身事故の発生を受け、J R西日本が安芸長束駅に新たに下り専用ホームを設置するとともに、既設ホームの勾配を緩やかにすることになりました。工事期間は平成27年2月頃から1年程度の予定。河井克行代議士は安全性の一層の向上を実現するため、国や鉄道事業者への働き掛けをこれからもつづけます。

現状



改良案



党安佐支部研修会で安倍外交について講演

8月1日、河井克行代議士は党安佐支部の研修会に招かれて講演。およそ60名の党员を前に、激変するアジア太平洋地域の安全保障環境と中国の拡張主義的な軍事増強を分かりやすく解説。左藤章・党国防部会長（当時）とともに集団的自衛権行使容認の必要性を訴えました。



地元の発展に力を尽くしています



1



2



3



4

① 安芸太田町合併10年記念式典で祝辞（10月4日） ② 県農業委員会一行が来訪。地域農業の実情や農業委員会制度の改革などをめぐり貴重なご意見を賜りました（5月27日・議員会館自室） ③ 河井克行代議士を応援する吉田・八千代・美士里・高宮・甲田・向原の女性が集まり、安芸高田市河井克行を育てる会連合会「やよい会」設立総会が開かれました。下廣浩美連合会長をはじめ各地域役員と（10月18日・クリスタルアージュ） ④ 県退職公務員連盟の杉山武郎会長（広島安佐支部長）と上田隆之・安芸高田支部長が『社会保障制度改革に関する要望書』を持って来所（10月24日・議員会館自室）



自由民主党広島県第三選挙区支部 衆議院議員 河井克行事務所

国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 1208号室
TEL: 03-3581-5111(内線 71208) 03-3508-7518(直通) FAX: 03-3508-3948

広島事務所

〒731-0153 広島市安佐南区安東 2-1-22
TEL: 082-832-7301 FAX: 082-878-3301

公式HP

<http://www.kawaikatsuyuki.com>

河井克行

検索